

日本パラリンピック委員会 クラス分け規程

公益財団法人日本パラスポーツ協会

日本パラリンピック委員会



Japanese Paralympic
Committee



2024年4月1日初版

序文

1. 目的及び適用範囲
2. クラス分けの定義及び目的
3. クラス分け従事者
4. 競技者評価、競技クラス及び競技クラスステータスの割り当て
5. クラス分けプロテストとクラス分けアピール
6. 意図的不実表示
7. クラス分けに関する個人情報の保護
8. クラス分けマスターリスト
9. 教育と研究
10. NF クラス分けの規則の変更
11. 役割と責任
12. 遵守と変更

語句説明

－ 序文 －

スポーツにおけるクラス分けは、結果が一方的にならず競技参加のモチベーションを保ち促進させるシステムであり、体重別・男女別・年齢別など広く採用されている。パラスポーツではさらに、障がいの種類と程度によるクラス分けが存在する。これは障がいのスポーツパフォーマンスへの影響を最小限に抑えるための方策であり、競技の礎となるものである。

パラスポーツの黎明期には、クラス分けは医学的評価のみに基づいて行われていたが、1980-90年代にかけてその欠点が認識され、新たに機能的クラス分けという概念が提唱された。しかしながら、クラス分け制度の整備や内容については競技間に差異があり、指針となる統一原則は存在しなかった。

そこで2003年、国際パラリンピック委員会(IPC)は国際基準となるクラス分け規程の策定に着手し、2007年に第1版、2015年に第2版を発表し、現在第3版に改訂中である。IPCは規程で“競技・種目に特化し、エビデンスに基づいたクラス分け”を掲げ、パラリンピック実施競技国際競技団体(IF)や国内パラリンピック委員会(NPC)はこれに準じたクラス分け規則、クラス分け規程の作成をおこなってきた。

パラスポーツにおけるクラス分けの目的は、出場資格のある競技者の障がい種別とその基準を定義し、公正で有意義な競技を実現することである。そのため指針となるクラス分け規程を定め、競技者のみならず支援者、従事者、クラシファイア、研究者などすべての関係者がクラス分けのプロセスとその結果に信頼を持ち、クラス分けが可能な限り高い水準で行われることが必要である。

ここに日本パラリンピック委員会(JPC)は、加盟するパラリンピック実施競技国内競技団体(NF)が国内においてクラス分けを行う際、その方針と手続の枠組みを明確にすることを意図して、JPCクラス分け規程を策定する。

1. 目的及び適用範囲

1.1 JPC クラス分け規程

- 1.1.1 JPC クラス分け規程(以下「当規程」)は、IPC クラス分け規程に準じており、日本国内で行われるクラス分けの基本となる。
- 1.1.2 当規程は、JPC に加盟するすべての NF に共通するクラス分けの方針と手続及び NF が IF のクラス分け規則を遵守するための原則を定める。
- 1.1.3 当規程の目的は、クラス分けに対する信頼を維持し、広く競技者の参加を促すことにある。この目的を達成するため、当規程はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手続及びすべての NF に適用されるべき原則を定める。

1.2 JPC クラス分け委員会

JPC クラス分け委員会は、JPC 運営委員会の要請に従い、当規程の改定等に関する業務を行う。

1.3 適用範囲

当規程の対象は、NF 及び NF に所属する競技者とその支援者とする。

1.4 NF クラス分け規則

- 1.4.1 NF はそれぞれの IF クラス分け規則及び当規程に基づいた NF クラス分け規則を定め、それをホームページに掲載するなど、公表し、定期的に見直しを行うことが求められる。
- 1.4.2 NF クラス分け規則には、以下の項目に関する内容を含むことが求められる。
 - 1) 出場資格のある障がい、最小障がい基準
 - 2) 競技者評価、競技クラス、及び競技クラスステータスの割り当て
 - 3) クラス分けプロテストとクラス分けアピール
 - 4) クラス分け従事者
 - 5) クラス分けに関するデータ保護
 - 6) 意図的不実表示

2. クラス分けの定義及び目的

- 2.1 クラス分けとは、競技または種目を行うために必要な基本的動作に影響を与える障がいの程度に従い、競技者を競技クラスにカテゴリー分けすることである。
- 2.2 クラス分けの目的は、パラスポーツの参加対象者を定め、種目における障がいの影響を最小限に抑えることである。この目的を実現するため、NF は当規程及び IF クラス分け規則に従ったクラス分けを実施するために以下の要件を充足するクラス分けを実施する。
 - 2.2.1 “出場資格のある障がい”(IPC の定める「出場資格のある障がいに関する国際基準」の一覧に含まれるものであること。)を定めると。国内で独自に出場資格のある障がいを定める場合は、NF クラス分け規則の中でそれを明記すること。
 - 2.2.2 競技者に“出場資格のある障がい”があるか否かを評価する手続を IF の規則に準じて定めること。
 - 2.2.3 “出場資格のある障がい”のそれぞれについて、客観的に評価が可能な最小障がい基準を定めること。

3. クラス分け従事者

- 3.1 NF は、クラス分けの企画、実施及び管理において中心的な役割を果たすクラス分け従事者を委嘱すること。
- 3.2 NF は、NF クラス分け規則(またはその他関連規則)にクラス分け従事者が遵守すべき行動規範及び少なくとも年 1 回以上のコンプライアンスに関する研修の実施について定めることが求められる。
- 3.3 NF は、クラス分け従事者が前項の行動規範に違反をした場合の手続及び処分の内容について定めることが求められる。
- 3.4 NF は、国内クラシファイアの養成及び更新のプロセスを策定し、実施、維持する。

4. 競技者評価、競技クラス及び競技クラスステータスの割り当て

- 4.1 競技者評価とは、NF が、NF クラス分け規則に従って、競技者を評価する手続である。

- 4.2 NF は、競技クラスと競技クラスステイタスを割り当てる。
- 4.3 NF クラス分け規則には、競技クラスの割り当てに用いる評価方法と評価基準を定め、公表することが求められる。
- 4.4 競技クラスとは、NF クラス分け規則の中で定めるカテゴリーであり、競技者は、競技開始前までに各競技の基本となる特定の課題や動作を行う能力に照らして、規定されたカテゴリーに分類される。
- 4.5 競技者評価の結果に従い、競技クラスと競技クラスステイタスが、各競技者に割り当てられる。ただし、国内独自の競技クラスはこの限りでない。
- 4.6 競技クラスステイタスとは、競技者評価に関する再評価の必要性和クラス分けプロテストの可否であり、競技クラスの割り当てに続いて、競技者は競技クラスステイタスが決定される。
- 4.7 NF が IF クラス分け規則に記載のない国内独自の競技クラスを設ける場合、その定義と内容及び実施について、NF クラス分け規則に明記すること。

5. クラス分けプロテストとクラス分けアピール

5.1 クラス分けプロテスト

クラス分けプロテストとは、競技者の割り当てられた競技クラスに対して合理的理由を付した反対意見を提出し、それについて解決を図る手続である。NF は、NF クラス分け規則の中にクラス分けプロテストに関する手続について定めることが求められる。

5.2 クラス分けアピール

- 5.2.1 クラス分けアピールとは、クラス分け手続に関する紛争を解決するための手続である。
- 5.2.2 日本国内におけるクラス分けアピールに関する規程及び手続等に関しては、JPC クラス分け委員会と NF との協議及び調整によって決定する。

6. 意図的不実表示

- 6.1 NF は、NF クラス分け規則の中で、意図的不実表示について記載し、その対処方法に関する手続を定めることが求められる。
- 6.2 競技者は自らの技術、能力、障がいの程度や性質について、クラス分け時に意図的に不実を表示してはならない。競技者評価の過程における競技者がクラス分けパネルをあざむく行為は、意図的不実表示となる。
- 6.3 支援者がクラス分けパネルをあざむく意図で故意に競技者に協力等(隠蔽や妨害等を含む)をすることは、当該支援者及び競技者が意図的不実表示を行ったこととする。
- 6.4 NF は、意図的不実表示に関して競技者またはその支援者に対する懲罰手続を開始する場合、当該競技者または支援者に対して、すべての競技会の参加に関する暫定的資格停止処分を科することができる。
 - 6.4.1 暫定的資格停止処分を科された競技者またはその支援者は、暫定的資格停止処分期間中はいかなる立場においても、NF が運営、開催、公認、または承認するいかなる競技会及びその他の活動に参加することができない。
 - 6.4.2 暫定的資格停止処分の通知を受けた競技者またはその支援者は、当該処分に不服がある場合は、それを示す合理的理由を示して、当該処分を解除することを NF に対して求めることができる。
 - 6.4.3 暫定的資格停止処分を科す場合、競技者またはその支援者から緊急聴聞会の開催を要請された場合、NF は暫定的資格停止を科した日から一カ月以内に聴聞会を開催するように努めるものとする。
- 6.5 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を行ったことが判明した競技者またはその支援者に適用される措置は、次に挙げるもののうち、1つ以上としなければならない。
 - (a)意図的不実表示が行われた競技会のすべての種目での失格
 - (b)12～48 カ月の範囲内の一定期間にわたり、競技者評価または他の形で競技会に出場する資格の喪失
- 6.6 意図的不実表示または共謀を複数回にわたって行ったことが判明した競技者またはその支援者には、最大で生涯にわたって、競技者評価または他の形で競技会に参加する資格を喪失する措置が適用される。

6.7 意図的不実表示またはそれに共謀したことが判明した競技者またはその支援者を含むチームに適用される措置は、すべて当該 NF の裁量に委ねられるものとする。

7. クラス分けに関する個人情報の保護

7.1 NF は、競技者の個人情報(個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める「個人情報」)を取り扱う場合は、法令、ガイドラインその他の諸規程を遵守し、適正に取り扱うことが求められる。

8. クラス分けマスターリスト

8.1 NF は競技者のクラス分けマスターリストを作成し、関係する競技者及びその支援者が閲覧できるようにしておくことが望ましい。

9. 教育と研究

9.1 教育と意識向上

NF は、競技者、競技者の支援者及びその他の関係者(メディアや観客)を対象に、クラス分けに関する教育・意識向上のための研修を実施することが望ましい。

9.2 クラス分け研究

9.2.1 NF は、IPC 又は IF が実施するクラス分けに関する調査、研究に積極的に参加することが望ましい。

9.2.2 クラス分け研究は、研究倫理に基づく研究計画に準拠することが求められる。

10. クラス分けの規則の変更

10.1 NF は、NF クラス分け規則の変更や、競技クラスの割り当てに影響が及ぶ可能性があるその他の変更について、競技者とその支援者及び JPC クラス分け委員会に通知しなくてはならない。また変更の理論的根拠を示し、変更の過程や移行の規則を明示し、関係者にフィードバックやコメントを提出する機会を与えることが望ましい。

11. 役割と責任

11.1 競技者と支援者

11.1.1 競技者の役割と責任には次のものがある。

- 当規程に従って NF が定める規則に精通し、遵守する。
- 要請があれば、競技者評価に参加する。
- 出場資格のある障がいと診断上の証拠に関連する適切な情報を、適宜利用できるように努める。
- クラス分けに関する違反の調査に協力する。
- 自らの経験や知識を活用し、クラス分けに関する意識向上や教育の過程、又はクラス分けの研究に積極的に参画する。

11.1.2 支援者の役割と責任には次のものがある。

- 当規程に従って NF が定める規則に精通し、遵守する。
- 競技者のクラス分けにおける協力的な態度とコミュニケーション能力を培うための支援を行う。
- クラス分け制度の発展・管理・実施に協力する。
- クラス分けに関する違反の調査に協力する。

12. 遵守と変更

12.1 当規程の遵守状況の把握

NF は JPC クラス分け委員会の要請に応じて当規程の遵守状況を報告しなければならない。

12.2 当規程の変更

当規程を改定するためには、JPC クラス分け委員会での協議を経た上で JPC 運営委員会の承認を得ることとする。

12.3 当規程の発効

当規程は 2024 年 4 月 1 日に発効する。

以上

－ 語句説明 －

IF クラス分け規則: 競技者評価等において、IF が採用するクラス分けに関する方針、手続、手順、説明を定めたもの。

意図的不実表示(IM): 競技者評価の過程において、競技者の技術、能力、障がいの程度や性質について、(作為、不作為を問わず)意図的にクラス分けパネルをあざむく行為を競技者、もしくは支援者が企図すること。

NF クラス分け規則: 競技者評価等において、NF が採用するクラス分けに関する方針、手続、手順、説明を定めたもの。

競技会: 主催団体によって実施される、競技者が競い合う機会。

競技クラス: NF クラス分け規則の中で定める競技会に参加するためのカテゴリー。競技者が実行できる競技の基本となる特定の課題や動作に基づいて分類される。

競技クラスステータス: 競技者評価に関する再評価の必要性和クラス分けプロテストの可否を示すための、競技クラスに指定される呼称。

競技者: 国際、もしくは全国レベルで競技に参加する競技者。または、NF が定める地域レベルで競技に参加する個人、またはチームのメンバー。

競技者の支援者: コーチ、サポートスタッフ、トレーナー、マネージャー、通訳者、代理人、チームスタッフ、競技役員、医師、メディカルスタッフ、競技者の家族を含む、競技者のトレーニング、または競技大会への参加、準備等に協力する全ての個人の総称。

競技者評価: NF クラス分け規則に基づいて実施される、競技者に競技クラスと競技クラスステータスを割り当てるための手続。

クラス分け: 競技者の障がい、定められた規則の出場資格のある障がいに該当するか決定し、競技や種目の基礎的な動作に影響する競技者の障がい程度に基づいて、競技クラスに競技者をカテゴリー分けすること。競技者クラス分けともいう。

クラス分けアピール: クラス分け手続に関する紛争を解決するための手続。

クラス分け研究: パラスポーツのクラス分け制度の向上や理解を目的とした、科学的な評価、分析、または調査。

クラス分け従事者: 競技者評価に関してクラス分け組織の元で活動する個人の総称(クラシファイアを含む)。

クラス分けプロテスト: 競技者の割り当てられた競技クラスに対して合理的理由を付した反対意見を提出し、それについて解決を図る手続。

国内クラシファイア: NF によって認定された、国内クラス分けパネルの一員として競技者の評価を行う人物。

国内クラス分けパネル: 競技クラスと競技クラスステイタスを NF クラス分け規則に基づいて割り当てる国内クラシファイアのグループ。

国内クラス分けマスターリスト: 競技クラスを割り当てられ、競技会に出場できる競技者、競技クラス、競技クラスステイタスを示した一覧。

最小障がい基準(MIC): 出場資格のある特定の障がいにおいて、競技に参加するために最低限必要とされる障がいの程度の基準。

JPC 運営委員会: JPC が会務を円滑に遂行するために設置する委員会のこと。

JPC クラス分け委員会: クラス分けに関する啓発・教育を推進し、NF が行う国際基準に則ったクラス分けの実施支援と JPC 戦略計画に基づくパラアスリートの発掘・育成・強化をクラス分けの視点から支援することを目的とした JPC が設置する専門委員会のこと。

出場資格のある障がい: パラスポーツの競技に出場するための必要条件として IPC または IF に指定されている障がい。

パラスポーツ: IPC クラス分け規程及び関連国際基準に準拠した IF クラス分け規則に従って、障がい者が参加する競技の総称。

パラリンピック実施競技国際競技団体(IF): IPC に認定された障がいのある競技者のためのパラスポーツを統括する国際的な夏季・冬季パラリンピック競技団体。一部の競技では、IPC や障がい別国際スポーツ組織(IOSD) が IF としての役割を担う。

パラリンピック実施競技国内競技団体(NF): 夏季・冬季パラリンピック実施競技の IF の国内加盟競技団体。